（捨　印）

　一般貨物自動車運送事業の事業計画変更認可申請書

 令和 年 月 日

中国運輸局

山口運輸支局長　　殿

申請者氏名又は名称

住所

代表者の氏名

　一般貨物自動車運送事業の事業計画変更について、貨物自動車運送事業法第９条第１項の規定により下記のとおり変更認可申請をします。

 記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏名又は名称

住所

代表者の氏名

２．変更しようとする事項

□ 営業所の位置（別紙　新旧対照表のとおり）

□ 自動車車庫の位置、収容能力（別紙　新旧対照表のとおり）

□ 休憩・睡眠施設の位置、収容能力（別紙　新旧対照表のとおり）

３．変更を必要とする理由

 第 号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 本件は申請のとおり認可する。　　令和　　　　年　　　　月　　　　日 |  |  |
| 中国運輸局 | 山口運輸支局長 | 印 |

（捨　印）

 **『 変更後（新）』** の営業所、車庫、休憩睡眠施設の名称・位置・収容能力 　　　　　（※ 変更する項目のみ記入し、それ以外は省略して良い。）

**【営業所 】**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  名　 称 | 　　　　　　位　　　　　　　 置 |  面　積 （㎡） |  配　置 車両数 （両） |  備　考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

 （注） 営業所別配置車両数に変更がある場合は、別途、事業計画変更事前届を提出すること。

 **【 車　 　庫 】**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  名　　　称 | 　　　位　　　　　　　　 　置 |  収容能力（㎡） |  備　考 |
|  有　蓋 |  無　蓋 |  計 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

 （注）位置は、土地の登記簿上の地番を記入すること。 営業所と離れている場合は備考欄にその距離を記入すること。

 **【休憩睡眠施設】**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  名　　　称 | 　　　　　　位　　　　　　　　　　　 　置 | 収容能力 （㎡） |  備　考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（捨　印）

 **『 変更前（旧）』** の営業所、車庫、休憩睡眠施設の名称・位置・収容能力 　　　　　（※ 全ての項目を記入すること。）

**【営業所 】**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  名　 称 | 　　　　　　位　　　　　　　 置 |  面　積 （㎡） |  配　置 車両数 （両） |  備　考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

 **【 車　 　庫 】**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  名　　　称 | 　　　位　　　　　　　　 　置 |  収容能力（㎡） |  備　考 |
|  有　蓋 |  無　蓋 |  計 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

 （注）位置は、土地の登記簿上の地番を記入すること。 営業所と離れている場合は備考欄にその距離を記入すること。

 **【休憩睡眠施設】**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  名　　　称 | 　　　　　　位　　　　　　　　　　　 　置 | 収容能力 （㎡） |  備　考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

**付近の見取り図**

**平　面　図**

中国運輸局　山口運輸支局長　殿

**宣　誓　書**

貨物自動車運送事業法第４条第１項第２号に規定する事業計画のうち営業所、休憩・睡眠施設および車庫について、都市計画法、建築基準法、農地法には抵触しないことを宣誓いたします。

令和　　年　　月　　日

住　　　　所

氏名又は名称

代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

事業規模の拡大となる申請に添付してください（法人事業主用）

中国運輸局　山口運輸支局長　殿

**宣　誓　書**

貨物自動車運送事業法第９条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたっては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

１　申請日前６ヶ月間（悪質な違反の場合は１年間）又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局長（運輸監理部長を含む。）から貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する役員として存在していた者を含む。）ではないこと。

２　申請日前３ヶ月間又は申請日以降に、申請に係る営業所（営業所の新設を行う場合にあっては、申請地を管轄する地方運輸局内における全ての営業所）に関し、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において「Ｅ」の評価を受けた者でないこと（当該巡回指導により指摘を受けた全ての項目について、当該巡回指導に係る地方実施機関に対して改善報告を行っている場合を除く。）。

３　申請日前３ヶ月間又は申請日以降に、当該申請に係る営業所に関して、自らの責による重大事故を発生させていないこと。

４　申請に係る営業所を管轄する運輸支局内における全ての営業所に配置している事業用自動車について、有効な自動車検査証の交付を受けていること（特別な事情がある場合を除く。）。

５　法第６０条第１項及び同項に基づく貨物自動車運送事業報告規則による事業報告書、事業実績報告書及び運賃・料金の届出並びにその他の報告の徴収について、届出・報告義務違反がないこと。

６　施行規則第１２条に該当する場合を除き、運送の役務の対価としての運賃（以下「運賃」という。）と運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用にかかる料金（以下「料金」という。）とを区分して収受する旨が明確に定められている運送約款を使用していること。

令和　　年　　月　　日

（法人）住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（役員）役職　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　㊞

（役員）役職　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　㊞

（役員）役職　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　㊞

（役員）役職　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　㊞

事業規模の拡大となる申請に添付してください（個人事業主用）

中国運輸局　山口運輸支局長　殿

**宣　誓　書**

貨物自動車運送事業法第９条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたっては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

１　申請日前６ヶ月間（悪質な違反の場合は１年間）又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局長（運輸監理部長を含む。）から貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する役員として存在していた者を含む。）ではないこと。

２　申請日前３ヶ月間又は申請日以降に、申請に係る営業所（営業所の新設を行う場合にあっては、申請地を管轄する地方運輸局内における全ての営業所）に関し、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において「Ｅ」の評価を受けた者でないこと（当該巡回指導により指摘を受けた全ての項目について、当該巡回指導に係る地方実施機関に対して改善報告を行っている場合を除く。）。

３　申請日前３ヶ月間又は申請日以降に、当該申請に係る営業所に関して、自らの責による重大事故を発生させていないこと。

４　申請に係る営業所を管轄する運輸支局内における全ての営業所に配置している事業用自動車について、有効な自動車検査証の交付を受けていること（特別な事情がある場合を除く。）。

５　法第６０条第１項及び同項に基づく貨物自動車運送事業報告規則による事業報告書、事業実績報告書及び運賃・料金の届出並びにその他の報告の徴収について、届出・報告義務違反がないこと。

６　施行規則第１２条に該当する場合を除き、運送の役務の対価としての運賃（以下「運賃」という。）と運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用にかかる料金（以下「料金」という。）とを区分して収受する旨が明確に定められている運送約款を使用していること。

令和　　年　　月　　日

住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（捨印）

令和　年　月　日

中国運輸局山口運輸支局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

**宣　誓　書**

　下記の建物は、当社の所有であることに相違ありません。また、建築基準法に抵触していないことを宣誓します。

記

1. 位　置
2. 建　物

1. 面　積　　　　　　　　　㎡

**道　路　幅　員　証　明　願**

令和　年　月　日

道路管理者

　　　　　　　　　殿

申請者住所

　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

下記事項について中国運輸局へ提出する必要があるので証明願います。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 自動車車庫の位置 |  |
| 車庫に面する道路の種別および幅員 | 総　　幅　　員　　　　　　　　　ｍ車　道　幅　員　　　　　　　　　ｍ |
| 車両制限令第５条又は６条に定める道路の区分（該当する道路を〇で囲むこと。） |
| 第５条市街地区域内の道路 | 一般市街地道路 | １．通常の道路（第５条第２項） |
| ２．市街地区域内極小指定道路又は一方通行とされている道路　　（第５条第１項） |
| 歩行者が多くて歩道のない駅前繁華街道路 | ３．通常の道路（第５条第３項後段）４．市街地区域内極小指定道路又は一方通行とされている道路　　（第５条第３項後段） |
| 市街地区域外の道路（第　　６　　条） | ５．通常の道路（第６条第２項） |
| ６．一方通行とされている道路又はその道路におおむね３００メートル以内の区間ごとに待避所のある道路（第６条第１項） |
| ７．市街地区域外極小指定道路（第６条第１項） |
| 道路管理者の意見等 |  |

上記のとおり証明する。

令和　年　月　日

道路管理者　　　　　　　　　　　　　　　㊞

様式１－１

事業用自動車の運行管理及び整備管理の体制

1. 運行管理及び整備管理の体制

(※1)補助者を選任するときは記載する。

(※2)資格者証番号及び交付年月日を記載する。

(※3)運行管理者が２名以上いる場合は、統括運行管理者について記載する。

(※4)運行管理者資格を取得している場合は(※2)の内容を、取得していない場合は基礎講習修了年月日を記載する。

(※5)道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の場合は研修終了年月日を、第2号の場合は合格証書番号及び交付年月日を、第3号の場合はその旨を記載する。

(※6)霊柩・一般廃棄物・島しょにあって、5両未満で申請する場合は、「運行管理者」とあるものは「運行管理責任者」に、「整備管理者」とあるのは、「整備管理責任者」と読み替える

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当常勤役員等 | 人 | 法令試験受験予定者の氏名 |
| 運行管理者(※6) | 人 | [ ] 確保済み　（　　　　　　　・　　　　　　　）(※2)[ ] 確保予定　（令和　　年　　月　　日までに確保予定）・勤務時間　（　　　時　　分　～　　時　　分）(※3)・休　　日　（　　　　　日／月　） |
| 運行管理補助者(※1) | 人 | [ ] 確保済み　（　　　　　　　・　　　　　　　）(※4)[ ] 確保予定　（令和　　年　　月　　日までに確保予定） |
| 整備管理者(※6) | 人 | [ ] 確保済み　（　　　　　　　・　　　　　　　）(※5)[ ] 確保予定　（令和　　年　　月　　日までに確保予定） |
| 整備管理補助者(※1) | 人 | [ ] 確保済み[ ] 確保予定　（令和　　年　　月　　日までに確保予定） |
| 常時選任運転者 | 人 | （別紙のとおり） |
| その他従業員 | 人 | （貨物自動車運送事業に従事する者） |

○アルコール検知器の配備計画

　　設置型：　　　　　台　　・　　携行型：　　　　　台

○日常点検計画

　　日常点検場所：　　　　　・　　日常点検の実施者：

○営業所と車庫間の距離（※複数の車庫がある場合は最も遠い車庫について記載する。）

　　　　　　　　　km

○車庫が営業所に併設されていない場合の連絡方法及び対面点呼の実施方法

　連絡方法：

[ ] 点呼実施場所が車庫の場合

　・営業所と車庫間の運行管理者（補助者）の移動手段及び所要時分

　　移動手段：

　　所要時分：　　　　　　　　　分

　・車庫における運行管理者（補助者）の駐在時間

　　出庫時　（　　　時から　　　時まで）

　　帰庫時　（　　　時から　　　時まで）

[ ] 点呼実施場所が営業所の場合

　・運転者の営業所と車庫間の主な移動手段及び所要時分

　　移動手段：

　　所要時分：　　　　　　　　　分

1. 事故防止及び過積載の防止等に対する指導教育(※7)及び事故処理等の体制

○事故防止に関する指導教育方法及び計画

・定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定

　[ ] 有（実施時期(※8)；　　　　　　箇月以内）　・　[ ] 無

　　・特定運転者（事故惹起、初任、高齢）に対する特別な指導及び適性診断の受診の予定の有無

　　　[ ] 有　・　[ ] 該当無し

　○過積載の防止に関する指導教育方法及び計画

　　・定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定

　　　[ ] 有（実施時期(※8)；　　　　　　箇月以内）　・　[ ] 無

　　・積載量確認方法

　　　[ ] 計量器による　・　[ ] 運送依頼票による

○事故処理連絡体制

(※7)貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条・「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針を定める件」（平成13年8月20日　国土交通省告示第1366号）

(※8)新規許可、事業承継認可又は営業所の新設認可等を受けた日から初回の研修・講習会等を実施するまでの月数を記載。

(※9)（　）内に連絡先（携帯電話の番号等）を記載する。

○苦情処理体制

　苦情処理責任者　　氏名：　　　　　　　　　　　　（役職等：　　　　　　　　　　）

　苦情処理担当者　　氏名：　　　　　　　　　　　　（役職等：　　　　　　　　　　）

○適用する運送約款

　[ ] ①運輸省告示第575号（平成2年11月22日）による標準貨物自動車運送約款を適用する。

　[ ] ②運輸省告示第577号（平成2年11月22日）による標準引越運送約款を適用する。

　[ ] ③国土交通省告示第1047号（平成18年8月31日）による標準霊きゅう運送約款を適用する。

　[ ] ④上記以外の運送約款を設定する。

様式１－２

・事業計画を遂行するに足りる有資格者の運転者を確保する計画

　確保人員：　　　　　　　人　・　確保予定人員：　　　　　　人

・国土交通省告示第1365号に適合する勤務割及び乗務割の計画（労使協定締結予定の有無）

　[ ] 有　・　[ ] 無

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 運転者氏名又は確保予定年月日 | １箇月当りの拘束時間 | １日当りの拘束時間 | １箇月当りの乗務日数 | 運　転　時　間 | 休息期間 |
| 最　大 | 平　均 | ２日平均１日当り | ２週平均１週当り | 連続運転 | 勤務と勤務の間 |
|  | 時間 | 時間 | 時間 | 日 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
|  | 時間 | 時間 | 時間 | 日 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
|  | 時間 | 時間 | 時間 | 日 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
|  | 時間 | 時間 | 時間 | 日 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
|  | 時間 | 時間 | 時間 | 日 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
|  | 時間 | 時間 | 時間 | 日 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
|  | 時間 | 時間 | 時間 | 日 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
|  | 時間 | 時間 | 時間 | 日 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
|  | 時間 | 時間 | 時間 | 日 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
|  | 時間 | 時間 | 時間 | 日 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |

※「運転者氏名又は確保予定年月日」欄は、運輸開始までに選任予定の運転者が確保済みの場合は当該者の氏名、確保予定の場合は確保予定の場合は確保予定年月日を記載する。

※既に貨物自動車運送事業の許可を取得している場合は、１箇月あたりの拘束時間の長い者上位１０名を記載する。